

短期入所生活介護(ショートステイ) 料金表

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割または8割・7割が介護保険から給付されます。※「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合（1割または2割・3割）が記載されています。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応にて低栄養状態の予防・改善を行います。
- ・食事は出来るだけ自分の口で食べていただくようにします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～9：30 昼食：11：30～13：00 夕食17：00～18：30

②入浴

- ・入浴は週2回行います。但し、ご契約者等の体調により清拭となる場合があります。
- ・寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容を行い、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額１割または２割・３割）と居室に係る自己負担額（光熱水費相当分）と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、
ご契約者の要介護度に応じて異なります。） 令和元年１０月１日より

１．ご契約者の要 介護度とサービス 利用料金	要支援 １ ４，３８０円	要支援 ２ ５，４５０円	要介護度 １ ５，８６０円	要介護度 ２ ６，５４０円	要介護度 ３ ７，２４０円	要介護度 ４ ７，９２０円	要介護度 ５ ８，５９０円
２．うち、介護保 険から給付され る金額	３，９４２円	４，９０５円	５，２７４円	５，８８６円	６，５１６円	７，１２８円	７，７３１円
３．サービス利用 に係る自己負担額 ※１割（１－２）	４３８円	５４５円	５８６円	６５４円	７２４円	７９２円	８５９円
４．居室に係る自 己負担額（室料 相当負担分）※	８５５円						
５．食事に係る自 己負担額※	１，３９２円						
６．自己負担額 合計 （３＋４＋５）	２，６８５円	２，７９２円	２，８３３円	２，９０１円	２，９７１円	３，０３９円	３，１０６円

加 算 について

単位／日

加 算 名	自己負担額	要 件 等
サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	１８	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６割以上配置
機能訓練指導員の加算	１２	個別機能訓練計画に基づき生活機能向上を目的とする機能訓練を実施
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	１３	夜勤の時間帯の勤務を行う介護職員が最低基準を１人以上上回っている
療養食加算	６単位／回	医師より発行された食事せんに示された療養食が提供されている者 ※一日につき３回が限度
送迎体制	１８４	利用時の送迎
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算率８．３％で算定	

※ 加算が変更になる場合があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆「一定以上所得者」はサービス利用料金が２割・３割になります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

(単位／円)

対象者		区分	居住費	食費
			多床室（相部屋）	
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	0	300
世帯全員 が市区町 村民税非 課税世帯	高齢福祉年金受給者			
	前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計 が 80 万円以下の方	利用者負担 段階 2	370	390
	上記に該当しない方	利用者負担 段階 3	370	650
上記以外の方		利用者負担 段階 4	855	1,392

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2)(1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の金額の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1日あたり 1,392円（食べた食事代を負担していただきます。）

内訳： 朝食 282円 ・ 昼食 605円 ・ 夕食 505円

②おやつ

ご契約者の希望によりお飲み物（コーヒー、紅茶、レモンティー、カルピス、甘酒、あめ湯、ココア、グリーンティー等）、おやつ（饅頭、ゼリー、お菓子、スルメ等）を提供します。但し、朝食のみ提供の場合のおやつ代はいただきません。

利用料金：1日あたり 100円

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,300円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤複写物の交付

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

・ラミネート加工をした写真類も実費をご負担いただきます。1枚につき 100円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

歯ブラシ・靴・その他…購入品の実費をいただきます。

おむつ代、洗濯代、エアマット代等上記⑤以外のご負担の必要はありません。

⑦通常の事業実施区域外への送迎

(但し通常の事業実施区域外とは通常の事業実施地域を越えた地点からの距離です。)

・送迎距離片道 5km未満 1回につき 500円

・送迎距離片道 5km以上 1回につき 1,000円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	初日分の食材料費をいただきます

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。